

○ 西いぶり広域連合監査委員事務局規程

平成12年3月28日

監査委規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、西いぶり広域連合監査委員条例（平成12年条例第5号）第4条の規定に基づく監査委員事務局（以下「事務局」という。）の組織及び事務処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員等)

第2条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）、書記その他の職員を置く。

2 事務局に書記として、必要に応じて主幹及び主査を置くことができる。

3 前項に掲げるもののほか、西いぶり広域連合職員職名規則（平成12年規則第12号）に規定する職員を置くことができる。

(職位)

第3条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の右欄に掲げる職位とする。

職	職 位
局長	課長職
主幹	課長職
主査	係長職

(職務)

第4条 局長は、監査委員の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 主幹及び主査は、上司の命を受けて部下職員を指揮する。

(事務処理)

第5条 事務処理は、すべて、局長を経て、監査委員の決裁を受けなければならない。ただし、次条に定める専決事項については、局長が専決することができる。

(専決)

第6条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 照会、回答及び資料の収集に関すること。

(2) 時間外勤務命令に関すること。

(3) 主査以下の職員の出張命令に関すること。

(4) 主査以下の職員の私事旅行、休暇等の承認に関すること。

(5) その他前各号に準ずる事務処理に関すること。

(準用)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局職員の事務及び文書の処理並びに職員の服務については、西いぶり広域連合長の定めるそれぞれの当該規定の例による。

附 則

この規程は、平成12年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の西いぶり廃棄物処理広域連合監査委員事務局規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。